

## 県立広島大学授業料等の減免及び徴収猶予について

県立広島大学教学課

家庭の経済事情あるいは不測の災害などのため、授業料の納付が著しく困難な学生については、授業料の減免又は徴収猶予（以下「減免等」という。）を認める場合があります。

### ◆ 減免等の対象

授業料：535,800円（年額）（267,900円（1学期分））

※その他の入学料等については、減免等の対象になりません。

### 減免等の種類・授業料の納付

### ◆ 減免等の種類

※前期=第1期，後期=第2期，通期=第1期・第2期

区 分	事 由	申 請 期 間		対 象 期 間 等
半額減免	学力基準と家計基準をいずれも満たしており、学費の支弁が困難である場合	通期	6月1日～ 7月10日	4月分～翌年3月分
		前期	7月10日	4月分～9月分
		後期	10月1日～ 10月20日	10月分～翌年3月分
半額減免 (急変事情)	学力基準を満たしており、災害、死亡、傷病その他急変の事情で収入が著しく減少し、学費の支弁が困難である場合	随 時		原則として 申請の翌月分～ 翌年3月(年度末)分
全額減免 (災害)	学力基準を満たしており、災害により死亡又は住居が全半壊し、学費の支弁が特に困難である場合			
徴収猶予	減免事由に準じる理由のため、一時的に学費の支弁が困難な場合	通期	1月20日～ 2月20日	必要な期間(最長で翌年3月まで) ただし、卒業・修了予定者は卒業等年度の10月末日まで(前期末卒業等予定者は、当該年度は申請不可)
		前期	※新入生は 入学式後～ 4月20日	
		後期	7月20日～ 8月20日	

- 減免の適用を受けるためには、特別な事情がない限り、日本学生支援機構（等）の奨学金を受給（申請を含む）する必要があります（留学生は除く）。

### ◆ 減免申請時の授業料の納付

	【前期及び通期】の減免を申請の場合	【後期】の減免を申請の場合
減免申請者を含む全学生	減免の申請にかかわらず、授業料は振替日の前日までに指定口座に入金してください。（前期：4月末日，後期：10月末日）。納付を延期する場合は、徴収猶予の申請をしてください。	
半額減免決定者	・1年間の半額減免が決定した場合は、後期の授業料が納付不要になります。 ・前期のみの半額減免が決定した場合は、半額分は後期の授業料に充当します。	後期の半額減免が決定し、後期授業料を納付済みの場合は、その半額が還付されます。未納付の場合は、指定する期日までに後期授業料の半額を納付してください。
全額減免決定者	全額減免が決定し、納付済みの授業料がある場合は、減免適用期間の相当額（全額）が還付されます。	

- 授業料は、振替日の前日までに指定口座に授業料相当額を入金してください。徴収猶予申請者は、審査結果の通知後に納付書が送付されますから、指定された期日までに納付してください。
- 前年度中に納付すべき授業料の全額を納付しなければ、翌年度の減免及び徴収猶予を受けることはできません。
- 督促等にもかかわらず授業料が納付されないときは、除籍の手続きを行う場合があります。

## 学力基準・家計基準

減免等の申請にあたっては、以下の学力基準と家計基準をいずれも満たす必要があります。

### ◆ 学力基準

修業年限を超えておらず、減免等を受けようとする学期の前の学期までにおいて、次の標準修得単位数を修得している必要があります。ただし、休学及び正当な事由（留学等）による場合はこの限りではありません。

#### 【標準修得単位数表】

区 分	学年	標準修得単位数	
		前期	後期
学 部	1年次	※1	卒業必要単位数の1/8以上
	2年次	卒業必要単位数の2/8以上	卒業必要単位数の3/8以上
	3年次	卒業必要単位数の4/8以上	卒業必要単位数の5/8以上
	4年次	卒業必要単位数の6/8以上	卒業必要単位数の7/8以上
助産学専攻科		※1	
大学院 修士課程※2	1年次	※1	修了必要単位数の1/4以上
	2年次	修了必要単位数の2/4以上	修了必要単位数の3/4以上
大学院 博士課程	1年次	※1	
	2年次	修了必要単位数の1/3以上	
	3年次	修了必要単位数の2/3以上	

※1 入学試験合格をもって標準修得単位数を修得しているものとみなす。

※2 経営専門職大学院を含む。

### ◆ 家計基準

区 分	基 準	必要書類
日本人 学生	生計を一にする家族全員（世帯）の前年度の総所得金額の合計額が収入基準額以下であること	世帯全員の ・住民票 ・課税（非課税）証明書 ・大学生の場合は在学証明書 ・高校生以下の場合は証明書不要
留学生	本人（国内に本人と生計を一にする家族がいる場合は世帯）の前年度の収入額（仕送り額、アルバイト等の所得金額及び給付型奨学金等の合計額）が収入基準額以下（新入生の場合は、収入見込額が収入基準額以下）であること	・住民票 ・課税（非課税）証明書又は給料明細書（収入見込明細書） ・仕送り額がわかるもの（仕送りがない場合はその証明） ・給付型奨学金の内容がわかるもの

#### 【収入基準額表】

世帯員数（人）	収入基準額（円）
1	1,670,000
2	2,660,000
3	3,060,000
4	3,340,000
5	3,600,000
6	3,780,000
7	3,950,000

（注）世帯人数が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円を世帯員数7人の収入基準額に加算する。

## 減免等の決定

授業料の減免は、申請内容を調査し、年度ごとの減免予定総額の範囲内において決定します。したがって、学力基準及び家計基準の双方を満たしていても、基準適合申請者数等により、免除されない場合があります。